【平成20年6月6日府令第36号改正後】

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

**第十四条の十五の二**　令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

【平成20年6月6日 府令第36号】 （改正なし）

【平成20年5月30日 府令第35号】 （改正なし）

【平成20年3月28日 府令第10号】 （改正なし）

【平成20年3月13日 府令第8号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 府令第86号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 府令第84号】 （改正なし）

【平成19年10月31日 府令第78号】 （改正なし）

【平成19年8月15日 府令第65号】 （改正なし）

【平成19年3月30日 府令第31号】 （改正なし）

【平成18年12月12日 府令第86号】 （改正なし）

【平成18年4月25日 府令第52号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 府令第103号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 府令第89号】 （改正なし）

【平成17年3月31日 府令第34号】 （改正なし）

【平成17年2月28日 府令第13号】 （改正なし）

【平成17年1月26日 府令第3号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 府令第109号】 （改正なし）

【平成16年11月22日 府令第91号】

（改正後）

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

**第十四条の十五の二**　令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

（改正前）

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

**第十四条の十五の二**　令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

【平成16年5月31日 府令第53号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 府令第3号】 （改正なし）

【平成15年9月24日 府令第82号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 府令第59号】

（改正後）

（少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券）

**第十四条の十五の二**　令第三条の二の二第三号に規定する内閣府令で定めるものは、短期外債とする。

（改正前）

（新設）